

今治法人会入会案内 Q&A

Q.法人会とは

正しい税務知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する組織、それが法人会です。

Q.今治法人会は

昭和33年12月に創設され、昭和51年1月に高松国税局より公益法人として許可され社団化。新法33条により平成25年4月に愛媛県より公益社団法人に認定されました。

Q.今治税務署管内で

公益社団法人として、次の公益目的事業を行っています。公益法人認定法に掲げる23の事業の中から下記の事業を行うことを申請し認定されました。

- ① 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- ② 地域社会の健全な発展を目的とする事業

Q.発足の経緯は

戦後、税制は賦課徴収制度から自主申告制度に変わりました。納税者自身に制度と税法への理解が求められる時代となり、税知識の普及と納税意識の高揚を目的に法人会は誕生しました。

Q.どんな事業をしていますか

税の専門家の方を講師にむかえての決算期別研修会や税務研修会などを実施し、最新の税務知識を提供すると共に下記の法人会事業活動を実施しています。また全国法人会作成の「法人会のご案内」もご参照ください。

Q.誰が運営していますか

法人会の運営にあたっては、総会で選出された理事及び7つの委員会・女性部会・青年部会のメンバーが、それぞれの分掌に従って、企画・立案・実施にあたっています。委員会・部会は会員企業から選ばれた方により運営されています。

Q.会の目的はなんですか

税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献することを目的としています。今治税務署管内(今治市・越智郡上島町)の法人または支店等であれば、規模・業種を問わず入会いただけます。また、本会の事業を賛助するために、賛助会員として個人の方も入会いただけます。(個人事業主の方は賛助会員として入会をお願いします。研修会・講演会事業等の案内の他、税務関連資料を配布しております。)賛助会員に議決権はありません。

Q.法人会は他の地域にもありますか

法人会は全国に組織されています。各地域に単位法人会があり、愛媛県には8つの法人会があり、松山に愛媛県法人会連合会があります。全国には441の法人会があり、公益財団法人全国法人会総連合が相互の連携を推進しそれぞれの単位の自主的な運営を支援しています。平成27年12月現在全国で約80万社の法人及び約13,000人の個人が会員として参加しています。今治でも1478社の正会員及び56人の賛助会員が法人会の事業に参加しています。

Q.今治法人会はどんな資金で運営されていますか

会員の皆様の会費で運営されており地域の企業・社会の発展に寄与しております。会費の他に法人会提携保険会社の加入保険の事務手数料を助成金としていただき、公益目的事業の資金として活用しております。提携保険加入企業の皆様及び提携保険会社のご協力が公益目的事業の遂行に大きく役立っております。また、今治法人会は収入の中に行政からの補助金などを受けずに自主運営をしています。

Q.会費はいくらですか

会費は年額(4月から翌年3月まで)で口数制を取っています。〈正会員〉一口7,000円(一口以上) 〈賛助会員〉一口4,000円(一口以上)です。※年会費の納入方法は原則として金融機関からの口座振替をお願いしております。口座振替にさせていただくと振込手数料はいりません。※中途入会された会員様の初年度会費につきましては、入会月が4月～9月までの場合は年額の全額、10月～翌年3月までの場合は年額の半額とし、入会月から翌年3月までの会費を銀行振込(一括払い)をお願いしております。(中途入会された会員様につきましては、口座振替は次年度からとなります。)
※会費は全額会社の損金となります。正会員は株式会社などの法人が対象・賛助会員は個人事業主や法人会の趣旨に賛同し支援いただく方などが対象です。

女性部会

女性の参画や相互研鑽を図ることを目的に女性部会が活躍しています。各種研修会等を開催して、幅広い知識と部会員相互の交流を行っています。又、社会貢献活動として租税教育を推進しています。

◆会員の資格

会員企業に所属する、女性経営者及び幹部等と賛助会員の内、税理士・社会保険労務士・弁護士など専門的資格を有する者等が参加できます。部会員の年齢制限はありません。法人会会費とは別に年会費3,000円が参加費用として必要です。社内より複数の方の参加が可能です。

公益社団法人今治法人会の事業活動

- ① 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業
▶各種税務研修会
▶租税教室
▶税に関する広報活動(広報誌の発行・法人いまばり)
- ② 地域社会の健全な発展を目的とする事業
地域企業の健全な発展と地域社会への貢献を目的とする事業
▶総務・経理等の経営者・従業員向け研修会
▶経営者自己啓発セミナー
▶税を考える週間講演会
▶地域イベントへの参加
▶花と緑と光の会事業(共催)
- ③ 会員の交流と会員の福利厚生に資する事業
▶会員・部会員などの交流会・部会研修旅行
▶会員向け各融資制度の普及
▶会員向け経営者大型保障保険等提携保険会社商品の普及
▶大同生命保険株式会社・AIU損害保険株式会社・アフラック
▶会員向け会報誌の発行(潮騒)

青年部会

若い経営者・後継者育成のため青年部会が活動しています。経営者自身の自己啓発のための研修会・講演会の開催と租税教育の推進及び親睦交流を通じての資質向上を主な活動としています。

◆会員の資格

会員企業に所属する満50歳までの若手経営者及び幹部等と、賛助会員の内、税理士・社会保険労務士・弁護士など専門的資格を有する者等が参加できます。法人会会費とは別に年会費3,000円が参加費用として必要です。